

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年7月29日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分及び第2号様式注以外の部分中「及び生年月日」及び「年 月 日生」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)